

新資料 紀州東照宮の服飾類 上

紀州東照宮服飾類調査報告 一

神 谷 榮 子

内 容

- 一 はじめに
 - 二 紀州東照宮蔵服飾類の伝来概要
 - 三 各服飾品の概観
伝来別グループ
A
B
C (以上本号掲載)
D
E
 - 四 むすび
- 一 はじめに

和歌山市和歌浦の紀州東照宮に所蔵される服飾類は、これまでは殆ど人に知られていなかった。そのうちの一部分が虫干しを兼ねて正月数日間境内の建物内に展示される程度であったそうである。

その中の一領「葵紋付小紋胴服（実際は小袖であった）」が、曾って石

川県美術館で開催された「家康と近世黎明展」に出陳されていたことを後日知り、昭和四十九年十月その調査の機を得て現地に赴いた。その折に、他にも保存がよく仕立も当初のままの、年代は江戸初頭を下らない服飾品が多数蔵されていることを知ったのである。宮司西川秀紀氏ひでとしの御厚意によって、その後同年十一月、昭和五十年四月、昭和五十一年三月の四回にわたってこれらの服飾品全部を概略調査させていただき、撮影も主要なもの約半数は行うことができた。それぞれの服飾品に関する精査、撮影には以後相当数の回を重ねることが予想されるが、昭和五十年五月奈良に於ける第二十八回美術史学会全国大会の口頭発表に次いで、ここにその全貌を紹介したいと考える。

二 紀州東照宮蔵服飾類の伝来概要

紀州東照宮は、紀州藩祖の徳川頼宣慶長七〇寛文十一（徳川家康第十子、1602 1671）によって元和七年（62）南海道の総鎮護として創建された。ここに蔵される服飾類は伝来に五つの種類があるので、それらをA、B、C、D、

Eに分けて概要を述べることとする。

A 徳川家康所用品を紀州初代藩主徳川頼宣が東照宮に寄附した(記録年月不詳と台帳にある)と伝えられているもの。黒袍、小袖、(地羽二重、唐草紋り)、白小袖(地羽二重)、小袖(地羽二重、葵紋付宝し小紋)、小袴(赤地絹黄縞)、表袴、冬裾、夏単、冬胴服(冬御袍と附紙がある)、夏半臂、冬下襲、冠、笏、石帯、襪、沓 以上十六点。

B 徳川將軍家よりの拝領品を明治四年五月に紀州旧藩主の正二位徳川茂承(もちつぐ 弘化一〜明治三九 1824 1906)が東照宮に寄附したと伝えられるもの。小袖(白綾地絹葵紋付)、能狩衣(萌黄縞子、金糸にて葵紋付)、半臂(唐織)、腰带(白紗綾葵紋付) 以上四点。なお、伝来はこのBに属するもので茶壺四口がある。うち二口の焼は唐物、二口の焼は朝鮮といわれており、それから四口には何れにも牡丹唐草文の金華山で仕立てた口覆いがある。この金華山の裂は文様や地質等から見て近世初期の舶載品と見做され、格調高い優品である。ただ本題が服飾類としたものであるために、このBの項では扱わず、最後の「むすび」で染織品として紹介することにした。

A、Bの服飾品名称と品質・形状の説明・順序は、明治四十一年十二月に、県社東照宮社務所で記載されたことが表紙に明記してある「神社財産登録台帳(本簿^{註1})」に依った。

なお、A、Bに属するものは、束帯一式の中の冠、笏、沓は各々当初のものと思われる蒔絵等の箱に入れられて伝えられているが、他の衣料はすでに明治四十一年の時点で、当初の衣料箱や比較的早い時期に作られたであろう衣料箱(挿図1、2)に適当に納められていたようである。それは束帯の装

束、能装束、小袖、小袴が分類されることなく台帳に記載されており、また台帳の下端記入欄に記載されている各々の納入箱名称からも窺われる。

C 徳川家康からの拝領品として藩士渥美家に伝えられていた甲冑類(胄黒塗六十四間—明珠信家作—、頬当鍔鎗猿頬—国近作—、替面頬—高義作—、胴黒塗小札花色スカケ威—信家作—、大袖黒塗小札花色系威—宗益作、喉輪同断—宗益作—、小手左右南蛮鎖家地蝦夷錦—作者不詳、佩楯革小札家地蝦夷錦—作者不詳—、マンチラ五星革裏地茶緞子腰当中楯上ケ黒塗家地蝦夷錦—作者不詳—)と共にあった革羽織一領で、明治二十年四月に渥美小源吾が県社南龍神社に寄附した。南龍神社は後に東照宮に合祀されたので、これらは東照宮所蔵となった。

D 徳川頼宣所用の甲冑等(胄頭形黒塗鍔白檀 紺糸後立物鍔形 引廻シ 白熊 頬当猿頬黒塗 スカケ花色系 籠手左右織田小手 家地黒縞子 胴黒塗 矢管頭縫延 花色系威 佩楯朱塗菱縫花色系 家地黒縞子 臙当篠朱鍔黒塗 亀甲紫系 家地黒天鷲絨 扇子地紙金)と共に鎧櫃の中に一包にして紀州徳川家に伝えられて来た戦陣用衣類、即ち羽織二(赤地唐織、高宮麻)、下着六(表縞子裏紅、晒茶小紋葵ノ葉散シ、晒腰ヨリ上クシ葵紋散シ腰ヨリ下薄柿割菱散シ、晒牡丹唐草小紋柿染、晒浅黄小紋、晒浅黄縞縞子)、ウチカ井紫クンケン単、襟卷三(白縞子両面二、緋紗綾ケシ縮緬一)、股引三(浅黄紗綾縮緬、高宮縞、紅羽二重両面)、頭巾(浅黄羽二重)、上帯(紗綾)、忍ノ緒(紗綾)、白袋九(紫地金摺込)の以上二十七点が明治九年三月、旧藩主の徳川茂承より鎧櫃ごと甲冑類と共に県社南龍神社に寄附された。Cグループのものと同様、南龍神社は後に東照宮に合祀されたので、その折にこれ

らは東照宮の所蔵になった。これらDグループは頼宣大坂陣所用品と伝えられている。

C、Dの服飾品等の名称と品質・形状の説明・順序は、内容欄に明治四十二年六月二日に記載が明記の、表紙には「海草郡和歌浦町字西ノ浜千三百番地 県社 南龍神社」とある「神社財産登録申請書」の本簿に依った。^{註1}

E 和歌祭礼用舞楽装束で、和歌祭は紀州東照宮建立の元和七年から今日に至るまで毎年五月十七日に行われており、紀州東照宮蔵「東照社縁起」(全五巻 住吉広通筆)の第五巻にも和歌祭における舞楽図(三〇八号図版、挿図掲載予定)が見られる。現にこれらの舞楽装束は和歌祭に使用されており、損傷部分に裏から当て裂して補修したもの、損傷部分を除いて、同種類の二・三領を接ぎ合わせて一領としたものなど、実用に供されて来た舞楽装束の活用の様子が今日に伝えられている感が深い。勿論、後世乃至は近年新調・補充されたことの明らかなのが数点あるが、少くとも文様等には古様が伝えられており、中には元和七年の建立当初の装束や補填裂などが幾つか残っているのではないかと思われる資料が次のようにある。

袍 左方(赤色)七領、右方(青色)二領の計九領。

下襲 左方(赤色)二領、右方(青色)二領の計四領。

半臂 左方(赤色)一領、右方(青色)三領の計四領。

靴 一足。

糸鞋 一足。

烏甲とりかざと 左方(赤色)一頭、右方(青色)一頭の計二頭。

石帯 左方(赤色)一条、右方(青色)一条の計二条。

総計二十三点。

以上、A十六点、B四点、C一点、D二十七点、E二十三点の総計七十一点が、伝来の目録及び舞楽装束を一回概観しただけで算出した数である。頼宣の戦陣用衣類包には端裂、くけ紐の類も多々あり、舞楽装束は更に同類の出現も可能と考えられ、この七十一点はあくまでも概数であることをことわっておく。

さて、このような伝来概要による紀州東照宮の服飾類は各グループ別に次のような特色が認められる。

Aグループは束帯の装束と小袖及び小袴であり、それらの形態並びに染織史の見地から何れも江戸初頭以前のものであることが観察され社伝通り家康所用品と見做され、束帯の遺品資料にこの時代まで逆るものは現存しないので貴重である。また小紋の小袖(図版V)、縞縺子の小袴(図版Ⅲb)は中でも貴重な得難い資料である。

Bグループは能装束の三点と白綾小袖で、これらも形態及び染織史の見地から江戸初頭以前のもものと見做される。蜀江錦の法被(台帳では半臂となっているが)(図版I、II)は極めて格調の高い優品であり、狩衣に用いられている金襴は、^{註2}国産の金襴としては現存最古の遺品であろう。

Cグループの革陣羽織(挿図12)は、写真でも見られるように、南蛮渡来の金唐革風な技法であろうか金一色に表面を塗って輝かせた牛革に、白い南方の植物繊維と思われる白い総飾りをつけ、形態は明らかに曲線裁断の洋式であり、縫製も洋式と南蛮様式の極めて濃厚な、すべて

が南蛮風に高度にまとめられた陣羽織である。

Dグループは頼宣大坂陣出陣の折の所用品という社伝は、服飾・染織両面から考慮しても時代的に信憑性があり、これらは何れも従来は遺品資料が皆無乃至は僅少といった種類の戦陣用服飾品で(三〇八号図版、挿図掲載予定)、今回このように多量に発見されたのは今後の研究が俟たれる数々である。且つ極めて珍しい上、高級品としても格調の高い裂地で作られている紅地桃宝尽し文様陣羽織(三〇八号図版掲載予定)、南蛮風俗図等に屢々散見される西欧で十六世紀から十七世紀初頭にかけて盛んに用いられた襷襟(英語でラフ ruff, フランス語でフレーズ fraise, 台帳では襟巻となっている。)が遺品資料はロンドンのヴィクトリア・アンド・アルバート博物館にこれまでのところ一点あるのみであったもの^註が三領もその中に見出されたことは驚異である。また紗綾の遺品資料はこれまでは少なかったところにこのグループの下着、紐、帯等に多く見られ、且つ、従来はその裂幅のわかる遺品資料は皆無であった(片側に織耳があったりも片側が必ず裁目の遺品資料ばかりであった)ところへ、この絞模様が染め出された紫紗綾帯は紗綾の裂幅一杯を用いた帯であることで紗綾の裂幅が判明した等、著しい発見、収穫の一包であった。

Eグループは古い遺品資料は僅少な舞楽装束にあって、日光の輪王寺に伝わる舞楽装束の年代にも匹敵する遺品ではなからうかとその貴重さが想われる一群である。

三 各服飾品の概観

A

束帯の装束に入るもの

台帳記載順名称——黒袍、表袴、冬裾、夏単、冬胴服(冬御袍の附紙)、夏半臂、冬下襲、冠、笏、石帯、襪、沓——

A-1 伝家康所用

黒袍(挿図1) 冬裾と共に桐製外箱、黒漆葵紋付蒔絵内箱(挿図1、内箱の大きき竪七八センチ、横四三センチ、深さ一五センチ、葵紋外径三〇・三センチ—尺—)の二重箱に納められている。台帳にもこの二点は破損していて黒袍箱に入組んである意が記載してあるので、明治四十一年当時すでにこうして保存してあったようである。

朽損著しく拡げることが不可能、茶色に褪色しており、地は固地綾、葵丸紋と唐草が地紋に窺われる。裏は黒平絹でやはり茶色に変色している。表裂は地は緯の三枚綾で(右上り)、文様は経の六枚綾で(右上り)、密度は一センチ間に、経糸は六五本前後、緯糸は三二越前後。裏裂の密度は一センチ間に、経糸は五〇本前後、緯糸は四八越前後。

A-2 伝家康所用

黒半臂(台帳では夏半臂) 物に触れば粉状に化す朽損状態で、褪色して茶色を呈しており、襟や衽の剣先らしい縫目の部分が観察される。唐花七宝繋ぎ文様の穀織(表側は経糸が浮いて文様構成)で、文丈は七センチ前後、窠間幅は七センチ、密度は一センチ間に、経糸が五〇本前後、緯糸が一八越前後。

A-3 伝家康所用

冬下襲(図版IV) 白地唐花七宝文固地綾(文丈七・七センチ、窠間幅八・五センチ、地は経の三枚綾(右上り)、文は緯の浮織、密度は一センチ間に、経糸は六四本前後、緯糸は三〇越前後)の表裂でこれは襪(挿図3)と同文。裏は紅平絹(紅

の後染、密度は一センチ間に、経糸は四六本前後、緯糸は三八越前後)の板引。丈は後

が一二三センチ(別に衽が〇・五センチ)、前が一一八センチ(別に衽が〇・五センチ)、衽七四センチ(別に衽が一センチ)、袖幅三六・五センチ(別に衽が一センチ)、袖丈八九・五センチ。重量は五二〇グラム。

挿図1 伝家康所用の黒袍(A-1)冬裾(A-4)と納入内箱

A-4 伝家康所用
冬裾(挿図1) 前述のように袍と一括して二重箱に収められている。板引の黒

(茶色に褪色)の面が朽損著しく、白固地綾の面は損傷はない。拡げることは不可能である。白固地綾は臥蝶の丸紋(長径一六センチ、短径一五・二センチ)が地紋で、地は緯の三枚綾(右上り)、文は経の三枚綾(右上り)、密度は一センチ間に、経糸は六五本前後、緯糸は三五越前後。板引の黒い方は断片が附着している程度で、裂地は黒の平絹、密度は一センチ間に、経糸は五〇本前後、緯糸は三八越前後。

挿図2 伝家康所用 能装束三点(B-1~3)納入内箱

A-5 伝家康所用
裃(台帳では冬胴服) 紅地花唐草鳳凰文固地綾(文丈一三・五センチ、窠間幅九

・五センチ)の表裂で、地は緯の三枚綾(右上り)、文は経の六枚綾(右上下り)、密度は一センチ間に、経糸は六〇本前後、緯糸は三三越前後、裏は紅平絹(紅の後染、密度は一センチ間に、経糸は四二本前後、緯糸は四〇越前後、経糸、緯糸の太さはほぼ同じ)の板引。丈は後が一三四センチ、前が一二八センチ、衽七〇・五センチ、袖幅三四センチ(別に衽が〇・五センチ)、袖丈九〇センチ。重量は六四〇グラム。

ち、衽七〇・五センチ、袖幅三四センチ(別に衽が〇・五センチ)、袖丈九〇センチ。重量は六四〇グラム。

A-6 伝家康所用
單(台帳には夏單) 紅地繁菱文固地綾(文丈五・五センチ、窠間幅八・二センチ、菱の長径六センチ、短径三・三センチ、地は緯の三枚綾、文は経の六枚綾。丈は後が一一三センチ、前が一一七センチ、衽七四センチ、袖幅三七・五センチ、袖丈九〇センチ、裂幅四〇センチ。重量四二〇グラム。

A-7 伝家康所用
表袴(挿図4) 白地椿唐草文固地綾(文丈二二センチ前後、窠間幅八センチ、地は経の三枚綾(左上り)、文は緯の六枚綾(左上り)、密度は一センチ間に、経糸は六〇本前後、緯糸は二六越前後)の表裂で、裏は紅平絹(紅の後染、密度は一センチ間に、経糸は四二本前後、緯糸は三二越前後、経糸の方が緯糸より細い)の板引、丈は一〇四センチ(紐付より下方、別に衽が〇・九センチ)、腰幅五二センチ、重量五〇〇グラム。

A-8 伝家康所用
襪(挿図3) 白地唐花七宝文固地綾(文丈七・五センチ、窠間幅八センチ、地は経の三枚綾(右上下り)、文は緯の浮織、密度は一センチ間に、経糸は六四本前後、緯糸は三〇越前後)の冬下襲と同文の裂で、表裏共裂、即ち無双仕立てになっている。足部分の長さ三〇センチ、深さ二八センチ、重量は六四グラム。

A-9 伝家康所用
石帯(挿図5a, b) 石は瑪瑙で、八個のうち四個ずつ

石は瑪瑙で、八個のうち四個ずつ

挿図3 伝家康所用 襪(A-8)

丸柄と巡方になっており何れも無文、写真で見られるように丸柄四個が中に並び巡方は二個ずつ両側に並んでいる。幅四・六センチ（一寸五分）、長さ七三センチ、上手は四・四センチ幅で長さが七七センチ。重量は四九〇グラム。

A-10 伝家康所用

冠（挿図6 a、b、c） 黒無文の紗で櫻が添えてある。二重箱に納められてお

り、内箱は梨子地芦に雁の蒔絵（挿図6 a、b、c）である。櫻は別箱に納められ、櫻の下に板が敷かれ、その下に一箱の底と板の間に一中央が五色の総様になった細長い裂があった（挿図6 c 向って左端）。冠の頭囲の長径一六・五センチ、短径（幅）一五センチ、巾子の高さ一九センチ。櫻は幅が元から四・五センチ先よりのところが六センチ、先端が八・三センチ、長さは五一センチ、櫻を挿す棒、それを受ける本体の穴は共に四・五センチの長さ。重量は本体だけで九七グラム。裂地は黒無文の紗で、経糸二本片緋れ、密度は一センチ間に、経糸が一八本前後、緯糸が七越前後。不明の裂は、幅が五・五センチ、長さが五三センチで、両端が〇・三センチ幅の織耳のようになっている。黄、緑、黄の三色の絹糸が経糸となり経五枚縹子。中央に渡っている緯糸（経糸との組織がない部分）は、白、赤茶、濃萌黄、萌黄の四色の絹糸と平金糸の計五色、重量は四グラムである。

挿図4 伝家康所用 表袴 (A-7)

a

挿図5 a 伝家康所用の石帯(A-9),
笏(A-11), 笏の袋, 内箱

b

挿図6 a b c 伝家康所用

冠の内箱, 冠 (A-10, Cは背面), 櫻, 金糸入紐

c

挿図5 b aと同じ, 石帯は裏面

冠の箱（挿図6 a、b、c）は梨子地に芦雁時絵の楕円筒形である。蓋の内側に三つ葉葵丸紋三個付。身の高さ外法二〇・五センチ、蓋の高さ外法四センチ、楕円は外法で長径二六・八センチ、短径一八・八センチ。蓋内側の葵紋の径は四・八センチ。内貼裂は雷文繫襷に牡丹文の黄緞。箱には両側に紐を通すための鑽がつき、長さ七三センチ（うち総九センチ）の紅紐がついている。重量は七八五グラム。

A-11 伝家康所用
笏（挿図5） 木笏で、二重箱に納められており、内箱は青貝螺鈿の黒漆で（挿

図5、大きさは幅一〇・五センチ、長さ四八センチ、高さ六・五センチ、重量六四〇グラム）、白平絹の袋（挿図5）に入れて納められてある。大きさは厚みが〇・七〇・八センチで幅が元が四・五センチ、先が六・五センチ、長さ四五

a
b

挿図7 a b
伝家康所用 沓 (A-12), bは滑りどめのある沓底を見せる

センチ、重量は九五グラム。

A-12 伝家康所用
沓（挿図7） 写真で見られるような革製の沓で、南蛮風な形態が、現存遺品資料では唯一の極めて珍しく貴重な資料である。茶色で、柔らかい牛革製、鉄

色毛織（経糸が紫、緯糸が淡い萌黄色）綾の裏が内側に貼ってある。甲のところで結んである紫なめし革は、沓の中にある鼻緒（下駄や草履同様第一指と第二指で挟むようになっていた）の尖端が結びとめてあるのであった。このような南蛮風な沓が束帯の装束に用いられていたことは不審にも思われるが、伝来に従って束帯一式として伝わり今日に残っているものの部類に入れる。この沓の足の長さは二四・五センチ、甲の幅は一〇センチ（その位置の底から甲を廻った外周は左右とも二九センチ）、足首どめは鉋穴があけてあり、直径約七ミリの革製鉋が嵌めるようになっていた（足首どめの位置の外周は左右とも三五センチ）。沓底に滑りどめの凸状粒が加工してある（底革の表皮は一枚が繋っており、中に嵌めこんだ粒状のもの部分の革が伸びて突き出ている。その粒状の滑りどめは右が三二個、左が二九個）。重量は一足で二一〇グラム（右が一〇五グラム強、左が一〇四グラム強）。縫い方は、二ミリ弱の極めて揃った針目の返えし縫いになっている。

この沓は左右をそれぞれ平たく畳むようにし、白平絹の中仕切りのある袋に左右をそれぞれ分けて入れ、更にそれを桐製二重箱（二重箱の外箱は薄く漆が塗ってある茶褐色）に納めて伝えられて来た。

束帯の装束以外のもの

台帳記載順名称——小袖（地羽二重、唐草絞り）、白小袖（地羽二重）、小袖（地羽二重、葵紋付宝尽し小紋）、小袴（赤地絹黄縞）

A-13 伝家康所用

浅葱地宝尽し小紋小袖（図版V台帳では宝尽し小紋小袖）綿入れ^{註4}で、身丈一三六・五七センチ（別に衽が〇・五センチ）、裾六一センチ（別に袖口衽〇

・七センチ) 袖巾二二センチ(別に袖口衽〇・七センチ)、袖丈五三センチ、重量九二〇グラム。表裂は五つ紋付の宝尽し文様藍染平絹、この平絹は羽二重風であるが薄手で織目が粗く、密度は一センチ間に、経糸は三八越前後、緯糸は三八越前後。裏裂は薄浅葱平絹の通し裏、後染で密度は一センチ間に、経は三四本前後、緯は三二越前後。仕立ては当初のままのうぶなもの、袖幅が狭く身幅が広い、襟肩あきが狭い、衽下りが少い、立襟が短い、衽幅が広い、後身幅と前身幅とが殆ど同寸法、衽が短い、袖口が狭い、といった形態上の特徴も初期小袖に適合して、日光東照宮の伝家康所用の小紋胴服(美術研究三〇三号拙稿参照)と凡そ同じ時代か、多少はこの小袖の方が時代が上るのではなからうかといったところである。

この染色は、先ず紋所五ヶ所に、型紙を使って両面から糊置きをしている。この紋所の径は三・三センチから四センチまで不揃いで、後述するが、これは幾度も藍に浸った為、防染糊の周囲がとけたことを意味する。その後、薄藍に二浴から三浴させて薄浅葱に染め、次に片面から宝尽し文様の型紙(文様の一かえりが一・三センチ、一枚型)を用いて防染糊の型付を行って、藍に浸染しているのでこの糊は両面から付けられているかと思われる。藍の破損箇所から裏面を観察すると、宝尽し文様の裏面からの型付は行なわれていない。前述したように、この表裂は薄手の比較的目の粗い平絹であるため、表から付けた糊が裏にも或程度廻って表の文様には支障を来さないだけの防染をしているようである。同様のことが薄手の麻裂の裱等の藍染めの小紋にも見られる。^註こうして片面糊置された裂は藍に入り、濃い藍に二浴か三浴していると思われる。その間、糊がかろうじて保たれたといった様子がこの遺品資料の防染部、即ち文様部分と紋所部分から窺われて興深い。砥ぎすまされたような鋭い線など見事に表現出来る技術的に進んだ後世の藍染の中型の良さともまた異った、蠟防染のような風合さえあると、ほけた味の藍染の小紋もまた親しみを感じてよいものである。水洗で糊を落とし、乾かしてから、白抜きになっている紋所の部分に黄色で葵の葉の色挿しをし、茶色で

線描きを行っている。

A-14 伝家康所用

濃萌黄地鉄線唐草絞り小袖(図版VI、台帳では唐草絞り小袖) 綿入れて、身丈一二八センチ(別に衽二・八センチ)、衽五二センチ(別に袖口衽が一センチ)、袖幅二〇センチ(別に袖口衽が一センチ)、袖丈四五センチ、重量は六七〇グラム。表裏ともきめの細かな羽二重で、表裂は、経糸は緯糸より細く、密度は一センチ間に、経糸は四八本前後、緯糸は四八越前後。裏裂は後染の水浅葱平絹で、経糸は緯糸よりも幾分細目で、密度は一センチ間に、経は四八本前後、緯は三六越前後。仕立ては当初のままのうぶなもの、両袖口や襟首围りに汚れが残っている。身丈や衽が短く小ぶりである。

匹田鹿の子の絞技法で鉄線唐草が散らしてあり、水戸の徳川家に伝わる家康所用小袖にこの小袖に形態や絞りの技法や模様の類似したのがあり今後の調査が俟たれる。

A-15 伝家康所用

白小袖(挿図8、台帳でも白小袖) 綿入れて、汚れは多いが傷んではいな

挿図8 伝家康所用 白小袖 (A-15)

い。身丈一一・五センチ(別に衽が〇・五センチ) 衽六五センチ(別に袖口衽一センチ)、袖幅二五・五センチ(別に袖口衽一センチ)、袖丈三九センチ。重量は四九〇グラム。表裏は共裂で、比較的薄い羽二重である。密度は一センチ間に、経糸は四六本前後、緯糸は三八越前後。

A-16 伝家康所用

紅黃縞縞子小袴(図版Ⅲb、台帳では小袴―赤地絹黄縞―) 丈六九センチ

(腰の紐、裾をくるんである斜め裂部分の幅を除く。) 腰幅は前は四五センチ、後は四二・五センチ。重量は二九〇グラム。

名物裂の縞縞子を用いて作った南蛮風小袴で、縞縞子は格調高い地質の、紅と黄の細い縦縞である。紅は極めて高い純度のが用いてあり、黄との対照が美しい。裂幅は四五センチから四七センチより広い幅があるようである。茶地桐菊紋綾の腰紐が前と後にそれぞれくけつけてあるが、茶色染の鉄媒染のために朽損が甚だしく、前はかろうじてその全容を保っているが、後は残欠が少々附着しているに過ぎない。西欧風な裁断の小袴で今後の調査が俟たれる。

B

B-1 伝家康所用能装束

蜀江錦法被(図版Ⅰ、Ⅱ、挿図9、台帳では半臂)

狩衣、帯と共に桐製外箱、黒塗葵紋付蒔絵内箱(挿図2、内箱の大きさは縦五五・三センチ、横三九・五センチ)

挿図9 伝家康所用能装束 蜀江錦法被 (B-1)の裏裂紋紗

ンチ、深さ一六・五センチ、葵紋外径二一・七センチ)の二重箱に納められている。台帳にもこの三点がこの二重箱に納められていることが記載されている。

表が蜀江錦、裏が紅地牡丹唐草紋紗の袷仕立の法被で、身丈七七・五センチ、袖七五センチ、袖幅四五センチ、袖丈五六センチ。重量は一〇一〇グラム。

表裂 背面が背縫なしで一幅の裂がそのまま使用してあることが、裏裂の損傷部分からその両織耳を確認することが出来てわかった。両脇の縫代がそれぞれ約一センチで、背面の裾幅が五九・五センチであるから、この蜀江錦の裂幅は六一・五センチである。文丈一三・七センチ、窠間幅一五センチ。地は経の三枚綾で経系、緯系共に濃萌黄、経緯共に一本が、二本引き揃えの太い絹糸である。密度は一センチ間に、経系は四四本前後、緯系は二七越前後、地揃みである。絵緯も二本ずつ引き揃えの太い糸で、白、白に近い銀鼠、極薄紅、黄、薄萌黄、赤茶の六色である。

裏裂 純度の高い紅染の牡丹唐草紋紗(挿図9)で、文丈一六センチ、窠間幅一〇・五センチ。経系二本片縋れの紋紗で、密度は一センチ間に経系は三二本前後、緯系は三〇越前後である。

こうした裂地で作られた能装束の法被は図版ⅠⅡで見られるように、まことに堂々として品よく格調が高い。現存遺品資料として、能装束「法被」の立場からも、明からの舶載裂「蜀江錦」の立場からも、恐らく最高級の優品ということが出来るであらう。

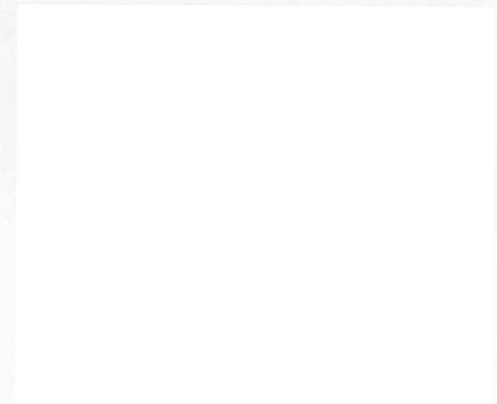
B-2 伝家康所用能装束

崩黄地葵紋散し狩衣(図版Ⅲa、挿図10、台帳では能狩衣)

両袖付の綴ち糸が朽ちて双方とも袖は離れてしまい、現在は身頃と左右両袖の三つに分離している。表は葵紋が金糸であらわ

挿図10 伝家康所用能装束 狩衣(B-2)と帯(B-3)

挿図11 a 伝家康所用 白綾葵紋付小袖 (B-4)



b 同上紋所部分

径が六・五センチ、内径五・五センチで、萌黄の平糸で渡し繻によって葵紋を表出、白糸で輪郭をとっている。白地の紗綾の色調や光沢と萌黄、白の二色の刺繻糸の分量、対比が程よく合っていて爽やかな品のよきである。帯は幅が七・八センチ、全長二三・五センチで、重量は一一〇グラム。

B-4 伝家康所用

白綾葵紋付小袖(挿図11 a、b 台帳では小袖) 綿入れで、身丈一三五・五センチ、袖幅二〇センチ(別に袖口衽〇・二センチ)、袖丈四二・五センチ、重量は八八〇グラム。

表裂は葵の五つ紋が織出しの白綾で、光沢のある紬である。

されている萌黄地金襴で裏は薄紫平絹の袷仕立の狩衣、身丈一六一センチ、袖一〇二・五センチ、袖幅八二センチ、袖丈七六センチ。重量は一四六〇グラム。

表裂は外経一八・五センチの葵紋が平金糸であらわされている萌黄地の金襴、地は経の六枚綾で(右上り)、経糸はゆるい撚で、つまんで並んでいるのと同じように光沢がある。金糸は約〇・四ミリ幅で、一センチ間に二十本入っている(隙間がないようにつまんで入っている)。搦み糸は白茶色の糸で別搦み。葵紋が織り出されているから、これは国産と考えてもよいであろう。すると国産では最古の金襴ということになる。

B-3 伝家康所用能装束

帯(挿図10、台帳では腰帯)。中央と両端に固い紙芯が入り(各二九センチ間)、その部分には両面に葵紋が各三個ずつ刺繻されている帯で前記萌黄狩衣と組になっているものである。裂地は変り紗綾形に花の折枝模様様の白紗綾、文丈が五センチ、窠間幅が四センチ。地が平組織、文が経の四枚綾である。密度は一センチ間に、経糸が五六本前後、緯糸は三五越前後。刺繻の葵紋は外

C

二センチ、横が六・五センチ。裂地の密度は一センチ間に、経糸は七〇本前後、緯糸は四二越前後。裏裂は白羽二重で、密度は一センチ間に、経糸は四八本前後、緯糸は四四越前後。

C-1 伝家康所用

革陣羽織(挿図12、台帳では革羽織) 後身丈七七センチ(総別)、背肩幅四六センチ、後裾幅一二〇センチ、前裾幅(片身)六二・五センチ

挿図12 伝家康所用 革陣羽織 (C-1)

チ、重量一一五〇グラム。

表は西欧渡来の金唐革の技法で行なわれたと思われる金泥塗の大きな牛革で(背面が接ぎ目なしの大きな一枚の革で出来ている)、裏には麻(晒していない苧麻)が全面に貼ってあり、両前と襟裏には更にその上から幸菱文黄綾が置いてある。総は、はじめ白熊はくまの毛かと思つたが、植物性であるようなので晒した麻かと思つたが麻でもない。南方あたりから舶載された貴重な植物の繊維のようである。註9金唐革を用い、完全に洋風なスタイルの陣羽織に仕立ててある。西欧文物の撰取、影響等、考察すべき諸問題の多い資料で、今後の調査研究が期待される。

註

1 紀州東照宮の「神社財産登録台帳」も南龍神社の「神社財産登録申請書」も共に

「南紀徳川史 第十六冊」に掲載されている。

2 金襴は、明様の織法が天正年間に堺に伝来し製織されるようになったのがわが国では始めてで、それが慶長前後頃には西陣にも伝えられ製織されるようになった(佐々木信三郎著「西陣史」―昭和七年、芸艸堂―七六頁)。しかしこれまでに国産の初期の金襴であることが明確な遺品資料は皆無であった。徳川家の葵紋が織り出されているこの能装束狩衣の金襴は、家康晩年のものとすれば、すでに堺や西陣では盛んに金襴が製織されている時代のものであり、わざわざ明に発注し織らせたものとは考えられない。従つてこの金襴は国産金襴の初期のものと想定され、現在のところ金襴遺品資料中、国産最古のものとなる。

3 西洋服飾史研究家の丹野郁琦玉大教授にうかがつたところによる。

4 この中入綿も真綿―絹綿―である。当時の綿入れは殆どすべてが真綿で、実物資料で最古の木綿もくわた綿は毛利家に伝来する伝毛利秀就所用緋絹産衣の中入綿(拙稿の美術研究二六七号―三頁参照)である。

5 尾州徳川家に家康所用と伝えられる小紋の袴類が一具三領四腰の計九点あり、このうち藍の浸染と思われるものが大半であるが、それらは裂の地質が薄く(肩衣の方は特に薄く、透けている)、防染糊は紋所部分だけが両面糊置で、他は片面糊置で、藍の浸染がなされている(拙著「型染」―昭和五十年、芸艸堂―図版18、22及び図

版解説参照)

6・7 紅染研究家鈴木孝男氏に観察していただいたところによる。

8 はぐまは白熊の字を当てるが、熊の毛ではなく、チベット高原やヒマラヤ地方原産のヤク(Yak)という牛の毛である。ヤクは毛牛とも犏牛ともいわれ、全体柔らかい長毛に覆われている。このヤクの毛を白くしたのが白熊はくまの毛、黒く染めたのが黒熊こくまの毛、赤く染めたのが赤熊しやくまの毛である。

9 現在でも南方諸島では種々な植物の内皮や葉から繊維を採って織物や編物を行つており、中には極めて繊細な繊維を採取し、熟達した技術と時間をかけて最高の財宝であり権威の象徴物であるといった超高級品が作られたりしている。一九七五年沖繩海洋博の西サモア室に出陳されていたイエシナ(Iesina ハイビスカスの一種)ファウ樹の内皮から採った繊維で作られた毛皮風編物布は、その一例で、当時そういった高級品が南方諸島でも作られていたであろうし、また、わが国にも舶載され珍重されたであろうことは想像に難くない。